

○春日市障害者等日中一時支援費支給事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 29 日告示第 154 号)

改正 平成 19 年 3 月 12 日告示第 35 号 平成 20 年 5 月 20 日告示第 97 号
平成 21 年 1 月 30 日告示第 5 号 平成 22 年 3 月 31 日告示第 57 号
平成 23 年 3 月 31 日告示第 42 号 平成 24 年 7 月 6 日告示第 102 号
平成 25 年 3 月 29 日告示第 52 号 平成 26 年 3 月 25 日告示第 32 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 3 項の規定に基づき、在宅の障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)が、日中において監護する者がいないため指定障害福祉サービス事業所等を一時的な活動の場として利用する場合の費用について、日中一時支援費を支給することにより、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息及び家族の就労支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱に基づく日中の一時的支援(法第 5 条第 7 項及び第 12 項から第 14 項までに規定する障害福祉サービス(以下「通所サービス」という。)並びに放課後児童クラブ等を利用することができる時間における日中の一時的支援を除く。以下「日中一時支援」という。)の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条に規定する住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生事務次官通知)の規定により療育手帳の交付を受けている者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 福祉事務所長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、日中一時支援を利用できないものとする。

- (1) 感染症を有し、他の者に感染させるおそれがある者
- (2) 疾病等により、医療機関に入院し、治療を受ける必要がある者
- (3) その他福祉事務所長が日中一時支援の利用が適当でないと認める者

(利用回数)

第3条 日中一時支援の利用回数は、月10回を限度とする。ただし、当該利用回数のうち、通所サービスの利用時間を超えての利用が必要となる場合の利用回数は、月5回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、福祉事務所長は、対象者の心身の状態、介護を行う者の状況等を勘案して必要と認める回数を利用回数の限度とすることができる。

(日中一時支援費の支給)

第4条 市は、対象者が登録事業所(第12条の規定により登録した事業所をいう。以下同じ。)から日中一時支援を受けたときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月厚生労働省告示第523号。以下この項において「基準」という。)別表第7の1に規定する短期入所サービス費の例により算定した区分ごとの単位の10円を乗じた額に次の各号に掲げる利用時間の場合の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額と基準別表第5の7に規定する生活介護サービス費における食事提供体制加算の例により算定した単位の10円を乗じて得た額を合算して得た費用の額に基づき、予算の範囲内において、月ごとに日中一時支援費を支給するものとする。

(1) 利用時間4時間未満の場合 100分の25

(2) 利用時間4時間以上8時間未満の場合 100分の50

(3) 利用時間8時間以上の場合 100分の75

2 前項に規定する費用の額に基づく日中一時支援費の額の算定については、日中一時支援を行う登録事業所の主たる事務所の所在地にかかわらず、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年9月厚生労働省告示第539号)に規定する地域区分が本市が属する地域区分である場合の例によるものとする。

3 前2項に規定する費用の額に基づく日中一時支援費の額の算定については、法第29条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の額の算定の例による。

4 前3項の場合において、対象者が法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)又は春日市障害者等移動支援費支給事業実施規則(平成18年規則第55号。以下「移動支援規則」という。)第5条第1項に規定する支援(以下「移動支援」という。)を同一の月に併せて受け、かつ、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を前2項の規定に基づき算定した日中一時支援費の額に加算して支給するものとする。

(1) 対象者が同一の月に日中一時支援と併せて障害福祉サービスを受けた場合(第3号に掲げる場合を除く。)で、当該障害福祉サービスに係る自己負担額(当該障害福祉サービスに係る費用の額の合計額から、当該障害福祉サービスに係る介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の合計額を控除して得た額をいう。以下同じ。)及び当該日中一時支援に係る自己負担額(当該日中一時支援に係

る費用の額の合計額から、前2項の規定に基づき算定した当該日中一時支援に係る日中一時支援費の額を控除して得た額をいう。以下同じ。)の合計額が負担上限月額(法第29条第3項に規定する当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額をいう。以下同じ。)を超えるとき 当該超える額

(2) 対象者が同一の月に日中一時支援と併せて移動支援を受けた場合(次号に掲げる場合を除く。)で、当該移動支援に係る自己負担額(当該移動支援に係る費用の額の合計額から、移動支援規則第5条第1項から第3項までの規定に基づき算定した当該移動支援に係る移動支援費の額を控除して得た額をいう。以下同じ。)及び当該日中一時支援に係る自己負担額の合計額が負担上限月額を超えるとき 当該超える額

(3) 対象者が同一の月に日中一時支援と併せて障害福祉サービス及び移動支援を受けた場合で、当該障害福祉サービスに係る自己負担額、当該移動支援に係る自己負担額及び当該日中一時支援に係る自己負担額の合計額が負担上限月額を超えるとき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 移動支援規則第5条第4項に規定する移動支援費の加算がないとき 当該超える額

イ 移動支援規則第5条第4項に規定する移動支援費の加算があるとき 当該超える額からその加算額を除いた額

5 市は、対象者が日中一時支援を受けた登録事業所に前各項の規定による日中一時支援費の請求及び受領について委任をしたときは、当該対象者に対する日中一時支援費の支給に代えて、日中一時支援費として当該対象者に支給すべき額を当該委任を受けた登録事業所に支払うものとする。

6 福祉事務所長は、前項の規定による登録事業所に対する支払に関する事務を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(支給申請)

第5条 日中一時支援費の支給を受けようとする対象者又はその保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。)は、春日市障害者等日中一時支援費支給(変更)申請書(様式第1号)により福祉事務所長に申請しなければならない。

(支給決定等)

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、対象者及び当該対象者の世帯の状況等を調査して、日中一時支援費の支給の可否を決定し、春日市障害者等日中一時支援費支給(変更)可否決定通知書(様式第2号)により申請した者に通知するものとする。

2 前項の規定による日中一時支援費の支給決定に係る有効期間は、当該決定を行った日から起算して1年を経過した日の属する月の末日までの期間を上限とする。

(日中一時支援の利用)

第7条 前条第1項の規定により日中一時支援費の支給の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、日中一時支援の利用に際しては、登録事業所における規則等を遵守し、日中一時支援の円滑な遂行に協力しなければならない。

(利用の変更)

第8条 利用者は、決定を受けた日中一時支援の内容について変更を希望するときは、春日市障害者等日中一時支援費支給(変更)申請書により福祉事務所に申請しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、第6条第1項の規定に準じて必要な決定を行い、春日市障害者等日中一時支援費支給(変更)可否決定通知書により申請した者に通知するものとする。

(届出)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を福祉事務所長に届け出なければならない。

(1) 対象者に該当しなくなったとき。

(2) 日中一時支援を利用する必要がなくなったとき。

(支給の停止)

第10条 福祉事務所長は、前条の規定による届出があったとき又は利用者に対し日中一時支援費を支給する必要がなくなったと認めるときは、速やかに日中一時支援費の支給の停止を決定し、春日市障害者等日中一時支援費支給停止通知書(様式第3号)により当該停止に係る利用者に通知するものとする。

(事業所の登録申請)

第11条 この要綱に基づく日中一時支援を行う登録事業所としての登録を希望する者は、春日市障害者等日中一時支援事業所登録申請書(様式第4号)により福祉事務所長に申請しなければならない。

2 登録の対象となる事業所は、日中一時支援を継続的に行うことができると認められる事業所で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)に規定する基準を満たし、法第36条の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたものとする。(ただし、居宅介護、重度訪問介護又は行動援護のみに係る指定を受けたものを除く。)

(登録)

第12条 福祉事務所長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、春日市障害者等日中一時支援事業所登録可否決定通知書(様式第5号)により申請した者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により事業所の登録を決定したときは、春日市障害者等日中一時支援事業所登録簿(様式第6号)に必要な事項を記載しなければならない。

(登録の取消し及び変更)

第13条 登録事業所は、登録の取消しを希望するとき又は登録された事項に変更が生じるときは、速やかに春日市障害者等日中一時支援事業所登録取消(変更)届出書(様式第7号)を福祉事務所に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、登録事業所が次条の規定に違反したときは、当該事業所の登録を取り消すことができる。この場合において、福祉事務所長は、取消しの理由を付した書面により当該事業所に通知しなければならない。

(登録事業所の義務)

第14条 登録事業所は、法令及びこの要綱の規定に基づき、適正に日中一時支援を実施しなければならない。

2 登録事業所は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月12日告示第35号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月20日告示第97号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月30日告示第5号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第4条第3項の規定は、平成20年7月分以後の日中一時支援費について適用する。

附 則(平成22年3月31日告示第57号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第42号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月6日告示第102号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第52号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日告示第 32 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前のそれぞれの告示の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 1 号(第 5 条、第 8 条関係)

春日市障害者等日中一時支援費支給(変更)申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条、第 8 条関係)

春日市障害者等日中一時支援費支給(変更)可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 10 条関係)

春日市障害者等日中一時支援費支給停止通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 11 条関係)

春日市障害者等日中一時支援事業所登録申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 12 条関係)

春日市障害者等日中一時支援事業所登録可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 12 条関係)

春日市障害者等日中一時支援事業所登録簿

[別紙参照]

様式第 7 号(第 13 条関係)

春日市障害者等日中一時支援事業所登録取消(変更)届出書
[別紙参照]